

# 平成17年度当初予算編成方針

平成16年10月4日

予算編成会議決定

三位一体改革の全体像が明らかになっていない状況にあるものの、平成17年度からスタートする「新行財政改革推進プログラム(仮称)」を視野に入れつつ、施策の重点化や徹底したコスト縮減など引き続き効率的な財政運営に努めながら、厳しい財政状況にあっても真に県民福祉の向上と県勢発展につながる予算を編成することとし、次のとおり、平成17年度当初予算編成方針を定めるものとする。

## 第1 財源の見通し

- 1 本県経済が製造業の生産額の増加など緩やかな回復基調にあることを勘案し、県税収入を平成16年度当初予算に比して約5億円増の856億円、地方消費税清算金を同じく12億円増の223億円と推計する。
- 2 総務省が概算要求時に示した平成17年度地方財政収支見通しによると、出口ベースの地方交付税と臨時財政対策債の合計額が平成16年度との比較で3.7%の減とされていることなどから、臨時財政対策債を平成16年度と同額の345億円、地方交付税を2,004億円(普通交付税については本年度決定額2,058億円から85億円の減)と推計する。
- 3 県税、地方交付税などに特例交付金、減税補てん債等その他の一般財源を加えた一般財源の総額を、いわゆる財政3基金(財政調整基金、減債基金及び地域振興事業基金をいう。以下同じ。)取崩額を除き、対前年度比0.6%減の3,615億円と推計する。
- 4 財政3基金の取崩しについては、本年度末残高見込みが441億円と年々減少基調にあるが、三位一体改革の動向が不透明であること、今後、合併特例交付金、国体関連等の財政需要が集中すること、回復基調にある県経済に配慮する必要があることなどを考慮しながら、予算編成の状況や今後の歳入見通しを踏まえて決定する。

## 第2 歳出の分類と算定

- 1 厳しい財政状況の中、県民ニーズに沿った財源の有効配分と予算編成の効率化を一層推進するとともに、庁内分権の理念の定着を図るため、平成16年度予算に引き続き、部局が主体となって施策を選択し予算を計上する予算編成方式により、平成17年度当初予算を編成することとする。

財源の配分は、経常経費及び政策経費を経費の性質により区分し、部局に配分された枠による編成になじまないものを除き、部局に一般財源ベースで行う。

- 2 経常経費については、人件費(1,325億円程度)、公債費(1,102億円程度)、その他部局の枠内での編成になじまない特別経費(367億円程度)を除き、庁費的経費とし、各部局に一般財源を配分する。

特別経費とは、扶助費、税諸支出金等義務的な経費等や単年度事業で枠内での編成になじまない経費をいう。

- 3 政策経費については、別に定める平成17年度重点施策推進方針に基づき全庁的観点から実施すべき新規施策に対応する重点施策推進事業(新規)枠(15億円程度)、産業廃棄物税等を財源とする環境枠(3億円程度)、部局の枠内での編成になじまない特殊経費及び公共事業関連経費を除き、重点施策推進方針に基づく重点施策推進事業(継続)枠とこれ以外の一般事業枠とし、各部局に一般財源を配分する。

環境枠とは、産業廃棄物税及び環境保全協力金を財源とし、環境保全に関する事業に充てるため、事業の調整を生活環境文化部が行う経費をいう。

特殊経費とは、継続費設定されている経費、扶助費、法令により支出が義務的な経費等及び単年度事業で枠内での編成になじまない経費をいう。

- 4 公共事業と臨時債事業については、合わせて公共事業関連経費枠とし、農林水産部及び建設交通部に一般財源を配分する。

- 5 各部局への配分額は平成16年度当初予算における一般財源をもとに算定するが、現時点で三位一体改革の全体像が明らかではなく地方交付税等の動向が不明であるとともに財政3基金の残高も減少基調にある一方、合併交付金、国体関連、地域中核病院整備など県をあげて取り組むべき大規模な事業に対応するための財源を確保する必要があることに加え、地方債の発行や財政3基金の取崩しについて慎重を期すべきことなどを考慮し、各経費毎の圧縮率及びその総額を次のとおりとする。

(1) 庁費的経費

徹底したコスト縮減を図るため、対前年度比90%の190億円程度とする。

(2) 一般事業

終期の到来した事業のスクラップの徹底と合わせ、枠内のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に進めるとともに、一層のコスト縮減を図るため、対前年度比75%の68億円程度とする。

(3) 重点施策推進事業(継続)

終期の到来した事業のスクラップの徹底と合わせ、重点施策推進事業にあってもスクラップ・アンド・ビルドやコスト縮減を図る必要があることから、対前年度比85%の41億円程度とする。

(4) 公共事業関連経費

公共事業の重点化やコスト縮減を図るとともに、真に本県に必要な社会資本の整備を着実に進めるため、公共事業、臨時債事業とも対前年度比85%、合わせて190億円程度とする。

なお、一般財源と県債を合わせた地方負担額全体についても、同率で縮減するものとする。

6 三位一体改革の動向によっては、配分した枠に所要の調整を加える場合がある。

### 第3 編成に当たっての留意点

1 部局の予算編成は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 部局毎に予算編成に関する基本的な考え方を部局予算編成方針として定め、これに沿った編成をすること。
- (2) 施策立案や予算計上に当たっては、政策評価を実施し、これを反映させること。
- (3) 施策のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に進めること。
- (4) 財政構造改革検討委員会の提言等を踏まえつつ現在策定が進められている「新行財政改革推進プログラム」に基づく予算編成とする必要があることから、同プログラムの策定状況に十分留意しながら、行政コストの縮減、投資的経費の見直し・重点化、補助負担金の見直し、第三セクターの整理統合等の推進などに積極的に取り組むこと。
- (5) 地域振興局からの要望には十分配慮すること。

2 全庁的な観点から調整する事業についても、上記の点に留意するとともに、県をあげて取り組むべき施策については確実な財源措置を図る。

### (参考) 今後のスケジュール

- ・平成16年10月 6日(水) 予算編成通知
- ・平成16年10月27日(水) 経常経費の取りまとめ
- ・平成16年10月28日(木) 部局予算編成方針の説明
- ・平成16年11月 4日(木) //
- ・平成16年11月22日(月) 政策経費の取りまとめ
- ・平成17年1月上旬～ 総務部調整
- ・平成17年1月下旬～ 知事査定

三位一体改革の動向によっては、本スケジュールが変更される場合がある。